

奨学給付金の 申請受付が始まります！

助成を受けるためには毎年度必ず申請が必要です



申請期間

令和7年
7月1日(火)～7月31日(木)

※期間外の申請は、受付できません。

申請できる方

保護者(申請者)が
東京都内に住所を有していること



奨学給付金の対象となる私立高等学校等に
在学する生徒の保護者の方



生活保護受給世帯
住民税が非課税または所得割額が0円の世帯

※専攻科の場合のみ、年収約380万円未満の世帯・年収380万円以上約600万円未満の多子世帯も対象

令和7年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金 申請手続きのお知らせ

1 奨学給付金について

保護者が都内に住所を有しており、私立高等学校等に通う生徒がいる一定の要件を満たす世帯に対して、保護者等の経済的負担を軽減するため授業料以外の教育費(教材費、学用品費等)を給付する制度です。

※令和7年1月1日以降に家計が急変した世帯に対する奨学給付金制度の申請時期等の詳細は、別途当財団ホームページで8月頃にご案内します。

2 申請の流れ

(1) 必要な書類等を準備する

オンライン申請時に書類の画像をアップロードする必要があります。

- ▶住民票
- ▶所得及び扶養状況等を証明する書類
- ▶振込口座を確認できる書類
- ▶生徒証等



その他書類が必要な場合があります。詳細は3ページ「6 申請に必要な書類」をご参照ください。

(2) オンライン申請 [7月1日～7月31日]

東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、ユーザー登録後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。

申請期間中、
こちらから申請できます! ▶
東京都私学財団ホームページ
(奨学給付金)



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html

(3) 審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認のうえ、審査完了後にご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果詳細はマイページにてご確認いただけます。

給付の場合、申請者本人の口座に振り込まれます。

振込時期は12月です。

3 申請期間

令和7年7月1日(火)～7月31日(木)

- 毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- 「奨学給付金」は、国の授業料の負担軽減制度である「就学支援金等」とは別に申請が必要です。

4 対象となる方の要件と給付額

生徒の保護者等で以下(1)(2)の両方の要件に該当し、(3)のいずれかの世帯に該当する方が対象となります。

(1) 在住要件

保護者(申請者)が令和7年7月1日現在、東京都内に住所を有している

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。7月1日現在の保護者の住所が都外の場合は、お住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 在学要件

令和7年7月1日現在※1、以下①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒※2

- ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程、通信制課程)
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校(1～3年)
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程(国家資格者養成施設の指定を受けている学校)
- ⑥ 私立各種学校
(国家資格者養成施設の指定を受けている学校、外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校)
- ⑦ 私立高等学校等専攻科
私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校(後期課程)専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの
 - ▶ 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ▶ 国家資格者養成課程を有するもの(特別支援学校の専攻科の生徒を除く)

※1 令和7年7月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。

※2 ①～⑥の場合は、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格がある方が対象です。

● 都外の学校も対象となります。

(3) 所得要件

以下いずれかの世帯に該当すること

世帯区分※1	給付額(年額)		
	全日制等	通信制	専攻科
生活保護 生業扶助(高等学校等就学費) 受給世帯(令和7年7月1日現在)	52,600円		
生活保護受給(生業扶助を受給していない) 世帯	152,000円	52,100円	
住民税が「非課税」又は「所得割額が0円(非課税)」の世帯※2			
所得割額が10万5,500円未満			10,420円
所得割額が26万4,500円未満の多子世帯※3			

※1 審査は、申請者とその配偶者の「令和7年度課税証明書」に記載された住民税所得割額の金額で行います。

※2 「所得割額が0円(非課税)」の世帯とは、区市町村民税の所得割額及び都道府県民税の所得割額が0円の世帯です。

※3 多子世帯は、扶養する子が3人以上の世帯です。

申請者について

申請者は原則、生徒の親権者となります。

(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

5 被災者の制服代加算支給について

奨学給付金の対象者で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な場合、申請により給付額に81,000円が加算支給されます。対象の方は申請前に「9 問合せ先」へご相談ください。

※令和7年1月1日以降に発生した全ての災害が対象となります。(当該災害等につき1回まで)

6 申請に必要な書類

オンライン申請時に、以下の書類の画像ファイル(写真)をアップロードしてください。

申請に必要な書類	対象
(1) 住民票 (区市町村発行) ▶ 世帯全員の文言の記載が<u>あるもの</u> ▶ 続柄の記載が<u>あるもの</u> ▶ マイナンバー(個人番号)の記載が<u>ないもの</u> ▶ 令和7年5月1日以降、申請日前3か月以内の発行のもの	全ての申請者
(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類 A・B・Cのいずれか 【A】生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(福祉事務所発行) ▶ 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は、『生業扶助受給証明書』 ※「生業扶助受給証明書」は「7 申請の方法」の東京都私学財団ホームページ(奨学給付金)から「【生活保護を受給している】方へ」を印刷してください。 ● 福祉事務所でA欄の証明(押印)を受けたもの ● 申請日前3か月以内の発行のもの 【B】生活保護受給証明書(福祉事務所発行) ▶ 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』と「【生活保護を受給している】方へ」の下段B欄に署名をしてください。 ※「【生活保護を受給している】方へ」は、「7 申請の方法」の東京都私学財団ホームページ(奨学給付金)から「【生活保護を受給している】方へ」を印刷してください。 ● 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ● 令和7年5月1日以降、申請日前3か月以内の発行のもの 【C】令和7年度 課税証明書又は非課税証明書(区市町村発行) ▶ 申請者及びその配偶者のもの(親権者2名の場合は、必ず2名分) ▶ 申請日前3か月以内の発行のもの ▶ 生徒の扶養の記載があるもの(名前の記載は必要ありません) ▶ 扶養人数(内訳)の記載があるもの ※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。 ※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後の課税証明書又は非課税証明書が必要です。 ※令和7年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」が必要です。 A・B・Cのいずれか 【A】 生活保護を受給している世帯で、 【生業扶助】 (高等学校等就学費)を受給している方 【B】 生活保護を受給している方で、 【生業扶助】 (高等学校等就学費)を受給していない方 【C】 生活保護を受給していない方	
(3) 振込口座を確認できる書類(申請者本人の個人口座に限る)(金融機関発行) ▶ 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなど、振込口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人のカナを確認できるもの	全ての申請者
(4) 生徒証等(学校発行) ▶ 学校名、生徒氏名等が確認できる書類(例: 生徒証、合格通知等)	

その他

親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。事情により異なりますので、申請者から「9 問合せ先」にご連絡ください。

7 申請の方法

東京都私学財団ホームページから申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)にアクセスし、ユーザー登録(新規の方のみ)後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。詳しい画面の操作方法等は、当財団ホームページに掲載された「申請マニュアル」をご確認ください。

【東京都私学財団ホームページ】

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html



東京都私学財団
ホームページ
(奨学給付金)



東京都私学財団
LINE公式アカウント

事前にご準備ください

申請者のメールアドレス



申請手続きの完了通知、申請内容の変更・追加の依頼、審査結果の通知が届きます。

生徒が在学している学校の情報



学校名・学校所在地・課程(全日制・定時制・通信制)等

生徒、申請者の情報



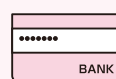
学年・住所・入学年月等

申請に必要な書類



「6 申請に必要な書類」参照

申請者個人名義の振込口座情報



申請者個人名義以外の口座には振込できません。

入力項目

STEP 1
学校情報の登録

STEP 2
メールアドレスの確認

STEP 3
申請情報の登録

STEP 4
奨学給付金の申請登録

STEP 5
必要書類のアップロード

※申請受付サイトのユーザーIDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

※申請の所要時間は30分程度です。STEP4まで入力を進めると、「一時保存」を行うことができます。

その他留意事項

- 給付の回数は、1人の生徒につき通算3回(定時制、通信制の場合は4回)までとなります。なお、年度を遡っての申請はできませんのでご注意ください。
- 審査状況は申請者本人にのみ開示できます。
- 申請内容に不備がある場合は、メール、電話又は郵送にてご連絡いたしますのでご対応をお願いします。
- Q&Aは、東京都私学財団ホームページ(奨学給付金)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、「9 問合せ先」へご相談ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

8 その他学費負担軽減制度のご案内



就学支援金等
国の授業料負担
軽減制度



授業料軽減助成金
東京都の授業料負担
軽減制度



シミュレーションサイト
授業料軽減助成金と
就学支援金等の目安の額を確認

9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当(高校)

☎03-5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く9:15～17:00)

※申請期間(7月1日～7月31日)中は、土曜日もお電話を受け付けます。
※9:15～10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間を
おいておかけ直してください。



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団



東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切りのリマインド
- 制度に関するQ&A